

マイナ保険証の利用登録解除について

令和 6 年 10 月 28 日より、事情がありマイナ保険証の利用の解除を希望する場合、健康保険組合への申請により解除できるようになります。

ただし、現行の保険証をお持ちの加入者につきましては、経過措置として、令和 7 年 12 月 1 日までの 1 年間は現行の保険証が利用可能なため、理由次第では、解除が不要となる場合があります。

ご不明な点ございましたら、健康保険組合業務課（044-233-5538）までお問い合わせください。

申請用紙はこちらから

>>> [マイナンバーカードの健康保険証利用登録の解除申請書](#)

解除申請をした場合、現行の保険証をお持ちの方には、（経過措置の 1 年間、令和 7 年 12 月 1 日まで）「資格確認書」は交付いたしません。

※令和 6 年 12 月 2 日以降加入される方につきましては、「資格確認書」を交付することとなります。

なお、申請に対して解除完了については、マイナポータルの「健康保険証」→「マイナンバーカード利用状況」にてご確認をお願いいたします。利用登録解除申請後、マイナポータルの情報に反映されるまで 1～2 ヶ月程度時間が掛かる場合があります。健康保険組合からは解除完了の連絡はいたしません。

解除申請後から解除されるまでの間（1～2 ヶ月程度）に別の医療保険者等に異動した場合は、異動後の医療保険者等へ以前加入の医療保険者等に対して解除申請を行った旨を申し出るとともに、資格確認書の申請を行うようにしてください。